

地方税における租税特別措置の改革

—アメリカ地方政府の租税支出レポートの現状を踏まえて—

上 村 敏 之

1. はじめに

民主党政権が誕生し、租税特別措置のあり方が注目されている。租税特別措置とは、特定の政策にともなう税の減免措置である。民主党政権が関心を寄せる最大の要因は、財源確保にあると思われる。国の租税特別措置による減収規模は約3兆円であり、これを整理することができれば、財源を捻出できる可能性を秘めている。

民主党は野党時代に「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」（租特透明化法案）を提案したことがある。当時、参議院では議決されたが、衆議院では否決され、廃案となった。

租特透明化法案は、租税特別措置の整理合理化を目標とし、そのために租税特別措置の効果について検証することが必要であると主張していた。検証がなされない場合や、検証した結果として効果が薄い租税特別措置については、整理合理化の対象となる。

民主党が政権を奪取した現在、租特透明化法案が再浮上している。新税制調査会のもとで租税特別措置プロジェクト・チーム（租特PT）が編成され、本稿末尾の民主党の資料1「租税特別措置の見直しに関する基本方針（案）」および資料2「政策税制措置の見直しの指針（6つのテスト）」にあるような形で租税特別措置の見直しの実施が検討された。

現代の租税原則は、中立、公平、簡素である。特定の経済行為や特定の経済主体に対してのみ、税の減免を認める租税特別措置は、租税原則から逸脱する「隠れた補助金」である。時代の要請があって、そのような逸脱が認められてきたわけで

あるが、逸脱を認めるのであれば、それだけの根拠を示す必要がある。

支出政策については、政策評価の適用が定着しつつあるが、租税特別措置も政策評価の枠内に収めてゆく必要がある。単なる財源確保という視点だけでなく、租税特別措置を統制してゆくことが、今後の租税政策に求められよう。そのためには、まずは情報公開が不可欠である。租特透明化法案の「透明化」には、そのような意味も含まれている。

この流れは、国税だけに留まらない。今後、地方税の租税特別措置についても、その効果の検証を求める動きが波及する。地方税の減免措置には、地方税法独自のものもあるが、国税の租税特別措置によって地方税が減免されているものもある。そのために、国税の租税特別措置の見直しも、地方税にも影響を与える。現に、本稿末尾の資料3「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針（案）」では、地方税の租税特別措置も見直し対象とすることが明記されている。

政府の政策は、多くが直接的な支出によってなされる。直接支出は、民主主義的な予算過程に組み込まれ、議会の承認による住民の合意を得て予算化される。ところが、租税特別措置は通常の予算の外におかれる場合が多く、住民には可視化されていない。このような租税特別措置の透明性の低さが、租税特別措置の統制を損ねている可能性がある。

本稿では、地方税における租税特別措置の改革について検討する。アメリカの地方政府は「租税支出レポート」を作成することで「隠れた補助金」の情報を公開し、住民による統制を行う仕組みをもっている¹⁾。この動きを概観することで、日本の地方税に関する「租税支出レポート」の適用について考えてみたい。

2. 租税特別措置と租税支出

図1にあるように、地方税における減免措置の規模は、国の租税特別措置に比べると大きくはないものの、それでも合計して約1兆円の規模となっている。地方税の減免措置のなかで、もっとも大きな規模をもっているのが固定資産税である。企業誘致などのために、固定資産税を減免するといった手法はよく利用されている。しかしながら、個々の実態をとらえることは難しく、どのような減免措置がなされているかの情報を、住民が把握することは困難である。

一方、アメリカの多くの地方政府は、地方税の減免措置を租税支出（Tax Expenditure）としてとらえ、租税支出に関するレポートを発行している。このレポートは、Tax Expenditure Report（租税支出レポート）や Tax Expenditure Budget（租税支出予算）などといった名称で呼ばれている。

一般的に租税支出は、租税特別措置よりも広い概念である。日本の租税特別措置は、産業に対す

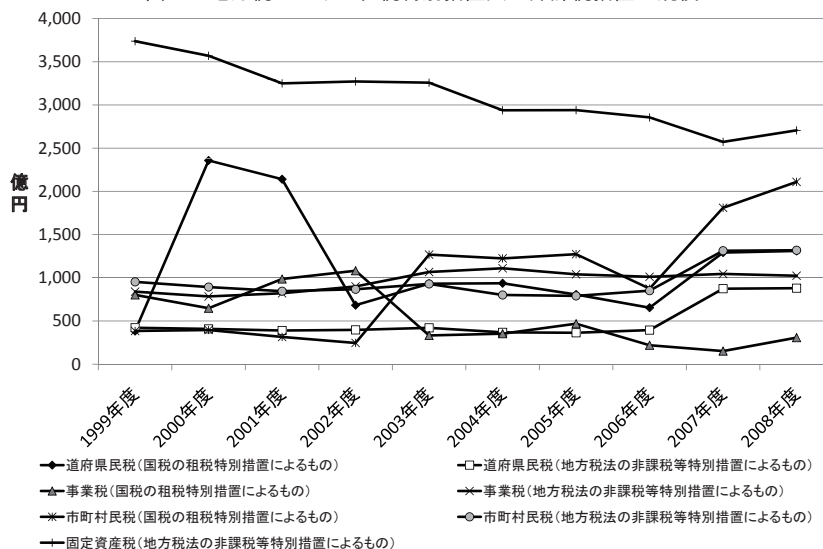
る優遇措置という特徴をもつものが多いが、アメリカにおける租税支出は、産業のみならず、家計に対する「隠れた補助金」を含んでいる。たとえば、所得税や住民税の所得控除や税額控除についても、租税支出として認識することがある。

しかしながら、どの減免措置が租税支出に含まれるかは、国によって範囲が異なる。租税支出の範囲が曖昧であることは、租税支出のアキレス腱ともいえる²⁾。日本の租税特別措置の多くは租税特別措置法に立脚しているものの、それは法律で規定されているに過ぎない。租税特別措置でなくても、事実上、税の減免措置である制度は多くある。

そのために、租税特別措置の枠内に限定せず、税の減免措置を租税支出として広くとらえることは重要である。当然ながら、何を租税支出とすることを議論することは大切である。とはいえ、これまでの議論が平行線をたどっていることから、その決着をただ待つことは時間を無為に過ごすだけである。

日本の租税特別措置はおおむね租税支出であ

図1 地方税における租税特別措置又は非課税措置の規模



備考)『産業税制ハンドブック』(各年度版)より作成。

1) 筆者は2008年9月にアメリカ連邦政府と地方政府の租税支出レポートの現状についてヒアリング調査を行った。その際の報告書は上村・青木(2009)にまとめられている。また、主要国の国レベルの租税支出レポートの現状については、渡瀬(2008)やBrix, Valencuc and Swift(2004)を参照。租税支出の概念を初めて提示したのはSurrey(1973)である。

2) Surrey(1973)は、包括的所得税を望ましい税制としてとらえ、そこから逸脱する制度を租税支出として認識した。しかしながら、包括的所得税が望ましい税制かどうかについて議論が噴出し、租税支出の範囲は歴史的に揺らいできた。

地方税における租税特別措置の改革

る。したがって、現在の租税特別措置に対するレポートを作成することが、日本版の租税支出レポートの第一歩になる。

IMF や OECD は、財政の透明性を向上させるために、租税支出レポートの作成と公開を推奨している³⁾。租税支出の概念がアメリカで誕生しただけに、それを租税支出レポートとして実務に取り込む動きもアメリカがもっとも早かった。現在では、ほとんどの先進国において租税支出レポー

トの作成がなされている。残念ながら、日本は取り残されている状況にある。

3. アメリカの州政府における租税支出レポートの公開状況

アメリカでは、連邦政府に限らず地方政府においても、租税支出レポートを発行し、住民に公開している。表1は、州政府における租税支出レポー

表1 アメリカ州政府における租税支出レポートの公開状況

州政府	少なくとも 2年ごとに発行	ウェブサイト での公表	すべての 地方税を網羅	将来の租税 支出の推計	個々の租税 支出の評価	所得階級別の 受益の分布
アラバマ州 AL				レポートなし		
アラスカ州 AK				レポートなし		
アリゾナ州 AZ	○	×	○	○	×	○
アーカンソー州 AR	○	×	×	×	×	×
カリフォルニア州 CA	○	○	○	○	○	×
コロラド州 CO	○	○	×	×	×	×
コネチカット州 CT	×	○	○	×	×	×
デラウェア州 DE	○	○	○	×	○	○
コロンビア特別区 DC	○	○	○	○	×	×
フロリダ州 FL	○	○	○	○	×	×
ジョージア州 GA				レポートなし		
ハワイ州 HI	○	○	×	×	×	×
アイダホ州 ID	○	○	○	○	×	×
イリノイ州 IL	○	○	○	×	○	×
インディアナ州 IN				レポートなし		
アイオワ州 IA	○	○	×	○	×	×
カンサス州 KS	○	○	○	×	×	×
ケンタッキー州 KY	○	○	○	○	×	×
ルイジアナ州 LA	○	○	○	○	×	×
メイン州 ME	○	○	○	○	×	×
メリーランド州 MD	○	×	○	○	×	×
マサチューセッツ州 MA	○	○	○	○	×	×
ミシガン州 MI	○	○	○	○	×	○
ミネソタ州 MN	○	○	○	○	×	×
ミシシッピ州 MS	○	○	○	×	×	×
ミズーリ州 MO	○	○	○	○	×	×
モンタナ州 MT	○	○	○	×	×	○
ネブラスカ州 NE	○	○	○	×	×	×
ネバダ州 NV				レポートなし		
ニューハンプシャー州 NH	○	×	×	×	×	×
ニュージャージー州 NJ				レポートなし		
ニューメキシコ州 NM				レポートなし		
ニューヨーク州 NY	○	○	○	×	×	○
ノースカロライナ州 NC	○	○	○	×	×	×
ノースダコタ州 ND	○	○	×	×	×	×
オハイオ州 OH	○	○	○	○	×	×
オクラホマ州 OK	○	○	○	×	×	×
オレゴン州 OR	○	○	○	○	○	○
ペンシルベニア州 PA	○	○	○	○	×	×
ロードアイランド州 RI	○	○	○	×	×	×
サウスカロライナ州 SC	×	×	×	○	×	×
サウスダコタ州 SD				レポートなし		
テネシー州 TN	○	○	○	○	×	×
テキサス州 TX	○	○	○	○	×	○
ユタ州 UT	○	○	×	×	×	×
バーモント州 VT	○	○	○	×	×	×
バージニア州 VA	○	○	×	○	×	×
ワシントン州 WA	×	○	○	○	×	×
ウェストバージニア州 WV	×	○	○	×	×	×
ワイコンシン州 WI	○	○	○	×	×	×
ワイオミング州 WY				レポートなし		
○の州の数	38	37	33	22	4	7

出所) Levitis, Johnson and Koulish (2009) より作成。2年以上の期間ごとに発行する州政府も存在する。

3) 特に OECD (2004) を参照。

トの公開状況を示している。

ただし、すべての州政府が租税支出レポートを発行しているわけではない。アラバマ州、アラスカ州、ジョージア州、インディアナ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、サウスダコタ州、ワイオミング州の9つの州政府は、租税支出レポートを作成していない。

ワシントン特別区を含む38の州政府では、少なくとも2年おきには租税支出レポートが作成されている。また、37の州政府では、ウェブ上において公開されており、ネット環境にある人なら租税支出レポートをいつでもどこでも閲覧できる。

とはいえ、各々の地方政府の租税支出レポートの内容には統一性がない。すべての地方税を網羅しているのは、33の州政府の租税支出レポートである。他の州政府の租税支出レポートは、部分的な租税支出の情報の提供に留まっている。

このようにアメリカでは、地方政府による租税支出レポートは珍しくないが、租税支出レポートの発行自体が目的になってしまうならば本末転倒であろう。発行した租税支出レポートを、どのように生かしてゆくかという視点が重要である。

租税支出レポートで「隠れた補助金」が把握できれば、直接支出との比較など、政策評価の実施によって、租税支出そのものを評価できる。しかしながら、表にあるように、個々の租税支出について政策評価を実施しているのは4つの州政府に過ぎず、所得階級間の租税支出の受益を公表しているのは7つの州政府のみである。

租税支出レポートの先進国であるアメリカにおいても、すべての地方政府が租税支出レポートを公表しているわけではない。公表されたとしても、租税支出を評価している地方政府は限られている。本来、租税支出レポートは、直接支出との比較において、予算の一部として機能させることが必要であるから、このような状況はアメリカの地方政府の課題である⁴⁾。

とはいえ、いまだに租税支出レポートが作成されていない日本の地方自治体の現状を考えれば、

アメリカの地方政府は一步も二歩も前に進んでいる。日本でも、租税支出レポートを生かすならば、アメリカの経験に学ぶことは多い。

4. アメリカの地方政府における租税支出レポートの内容

それでは、アメリカの地方政府が公表している租税支出レポートとは、どのような内容なのだろうか。表2は、マサチューセッツ州の租税支出レポートからの抜粋である。アメリカの州政府がもつ主な地方税には、所得税、法人税、売上税があるため、これらの租税支出の金額が示されている。

2008年に公表された租税支出レポートであるが、2007年から2009年までの租税支出の金額が表示されている。このことは、将来の租税支出が推計されていることを意味している。

アメリカにおいて、租税支出レポートを公表しているのは、州政府のみではない。都市においても、租税支出レポートは公表されている。表3は、ニューヨーク市の租税支出レポートの抜粋である。ここでは、住宅向け、商業向け、個人向けに租税支出を分類している。

日本の市町村と同様に、アメリカの都市でも基幹的な地方税は固定資産税である。固定資産税の減免は、租税支出に該当する。ニューヨーク市の租税支出レポートには、固定資産税の租税支出について、自治区別に金額が示されている。

ニューヨーク市は、5つの自治区に分けられるが、自治区によって固定資産税の減免措置に違いがある。マンハッタンのような繁華街には事務所などを誘致し、マンハッタン周辺の自治区に住民を居住させるという地域開発に、固定資産税の減免措置が利用されているのである。

さらに表5には、高齢者所有の住居にかかる固定資産税の控除の状況が示されている。ニューヨーク市が独自に行っている高齢者に対する政策であるが、このような情報を市民に公開していることは、興味深い事例だといえる。租税支出の情報は、工夫次第で様々な活用できる。

4) Levitis and Koulish (2009)によると、アメリカ州政府の租税支出レポートのベスト・プラクティスは、オレゴン州政府のレポートだとされている。

地方税における租税特別措置の改革

表2 マサチューセッツ州の租税支出レポートからの抜粋 (単位:百万ドル)

	2007年度	2008年度	2009年度
所得税 Personal Income tax			
Exclusions from Gross Income	2,955.3	3,105.8	3,188.9
Deferrals of Gross Income	941.3	993.7	1,042.4
Deductions from Gross Income	4.1	4.2	4.4
Accelerated Deductions from Gross Income	106.3	105.1	107.8
Deductions from Adjusted Gross Income	748.6	753.1	769.5
Credit Against Tax	186.8	192.9	198.0
所得税計	4,942.3	5,154.3	5,311.0
法人税 Corporate Excise			
Exclusions from Gross Income	80.6	74.7	71.3
Deferrals of Gross Income	0.1	0.1	0.1
Deductions from Gross Income	147.7	144.9	142.8
Accelerated Deductions from Gross Income	336.9	338.1	341.4
Adjustment to Apportionment Formula	293.6	298.0	306.7
Exclusions from Property Component	150.1	161.9	170.0
Credit Against Tax	215.5	246.0	244.5
Entity Exempt from Taxation	4.7	4.9	5.2
法人税計	1,229.4	1,268.7	1,281.8
売上税および使用税 Sales and Use Tax			
Exempt Entities	194.5	199.4	203.8
Exempt Products/Services	1,036.3	1,066.2	1,086.6
Exempt, Taxed Under Another Excise	622.4	673.7	683.9
Exempt Component of a Product or Consumed in Production	232.2	238.6	236.9
Exemptions for Specified Uses of Production/Services	833.5	859.9	881.4
Exempt, Not Taxable as Tangible Personal Property	10,418.9	10,611.9	10,831.2
Miscellaneous Exemptions	98.0	103.4	105.5
売上税及び使用税計 Sales and Use Tax	13,435.9	13,752.8	14,029.0
総合計 Grand Total	19,607.6	20,175.9	20,621.8

備考) Commonwealth of Massachusetts(2008)より引用。合計の端数は合わない。

表3 ニューヨーク市の2007年度の目的別の租税支出

租税支出の目的	金額 (百万ドル)	割合 (%)
住宅 Residential (housing benefit)	1,556.6	47.8
商業 Commercial	974.9	29.9
個人 Individual Assistance	726.8	22.3
合計	3,258.3	100.0

備考) The City of New York (2007)より引用。

表4 ニューヨーク市の2007年度の固定資産税にかかる自治区別の租税支出

件数(上段)及び租税支出額(下段(単位:百万ドル))(市のプログラム)

自治区	住宅関連 プログラム	個人補助 プログラム	経済開発 プログラム	その他	合計
マンハッタン	29,203	311,752	1,551	1	342,507
	519	327	184	14	1,043
ブロンクス	121,213	80,908	767	0	202,888
	102	43	42	0	187
ブルックリン	22,503	240,853	1,878	0	265,234
	127	125	81	0	332
クィーンズ	15,937	394,079	1,857	0	411,873
	76	189	109	0	374
スタテン島	10,378	103,058	505	0	113,941
	23	44	18	0	84

備考) The City of New York (2007)より引用。

アメリカの地方政府は、住民の申告書のデータベースをもっており、個々の納税者の申告書データをサンプリングして、租税支出の金額を推計し

ている。このように、アメリカの地方政府は、納税者の申告書データを有効利用できる。日本の地方自治体においても、市町村は納税者のデータに

表5 ニューヨーク市の2007年度の高齢者所有の住居にかかる固定資産税の控除

控除される割合 (%)	所得階層 (ドル)	控除件数	全体に占める割合 (%)	控除された評価額 (百万ドル)
50	0-26,000	24,263	74.3	235.0
45	26,001-26,999	693	2.1	6.2
40	27,000-27,999	699	2.1	5.6
35	28,000-28,999	603	1.8	4.3
30	29,000-29,899	442	1.4	2.6
25	29,900-30,799	400	1.2	2.1
20	30,800-31,699	292	0.9	1.2
15	31,700-32,599	273	0.8	0.9
10	32,600-33,499	203	0.6	0.5
5	33,500-34,399	181	0.6	0.3
	所得階層の特定不能*	4,624	14.2	42.3
合 計		32,673	100.0	301.1

* 共同所有の建物については、所得階層が特定できない場合がある。

出所) The City of New York (2007) より引用。

アクセスできるから、精度の高い租税支出レポートを作成することは可能だと考えられる。

5. 地方自治体による租税支出レポートの有効活用

アメリカの地方政府では、租税支出レポートによって税の減免措置が住民に対して公開されている。租税支出レポートの意味をくみ取るには、専門的な知識が必要であるが、研究者や市民団体などが、租税支出レポートを参照することで、地方税の租税支出の統制が図られているのが、アメリカの地方政府の状況である。

日本の場合は、租税特別措置を租税支出としてとらえ、地方自治体の租税支出レポートを作成してゆくことが第一歩となる。地方税の減免措置の情報が不足している状況は、住民への説明責任の観点からも、透明性の側面からも、望ましくはない。特に、地方自治体が独自に行っている減免措置については、地方自治体の責任は大きい。

現状は、地方税の租税特別措置へのチェック機能が十分働いているとはいえない。そこで、予算編成過程に租税支出レポートを組み込んでいくことも考えられる。たとえば、各行政部局が直接支出を予算として要求するだけでなく、「隠れた補助金」である租税特別措置を含めた金額を併せて要求するように変更する。このようにすれば、直

接支出と租税特別措置を同じ土俵で評価でき、租税特別措置が本当に必要なのかをチェックできる。

租税支出レポートを有効に活用するかどうかは、地方自治体の意識に関わっている。直接支出を削減することが行政改革のすべてではなく、租税特別措置を評価することも不可欠であり、租税支出レポートはそのためのツールとなる可能性を秘めているだろう。

地方税における租税特別措置の改革

資料1 租税特別措置の見直しに関する基本方針（案）

租税特別措置の見直しに関する基本方針（案）

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置を随時加えることを基本とする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。
以上

備考) 2009年11月13日現在の民主党資料より引用。

資料2 政策税制措置の見直しの指針「(6つのテスト)」

政策税制措置の見直しの指針「(6つのテスト)」

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
- 補助金等其他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2ケタ台以下）等については、特に厳格に判断する。

備考) 2009年11月13日現在の民主党資料より引用。

資料3 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針（案）

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針（案）

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置を随時加えることを基本とする。

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関連税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ①実施期間が長期にわたる措置（10年超）
 - ②適用件数が少ない措置（100件未満）
 - ③適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。以上

備考）2009年11月13日現在の民主党資料より引用。

参考文献

- 上村敏之(2008)「所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から」『会計検査研究』第38号。
- 上村敏之・青木孝浩(2009)『アメリカ連邦政府と地方税における租税支出レポートの現状と日本財政への適用に関する考察』平成20年度海外行政実態調査報告書、会計検査院。
- 渡瀬義男(2008)「租税優遇措置：米国におけるその実態と統制を中心として」『レファレンス』第695号。
- Bixi, H.P., C. M. A. Valenduc and Z. L. Swift ed. (2004) *Tax Expenditures: Shedding Light on Government Spending through the Tax System*, the World Bank.
- Commonwealth of Massachusetts (2008) *Tax Expenditure Budget Fiscal Year 2008*.
- Levitis, J., N. Johnson and J. Koulis (2009) *Promoting State Budget Accountability through Tax Expenditure Reporting*, Center on Budget and Policy Priorities.
- OECD (2004) "Best Practice Guidelines: Off Budget and Tax Expenditures," OECD.
- Surrey, S.S. (1973) *Pathways to Tax Reform: the Concept of Tax Expenditure*, Harvard University Press.
- The City of New York (2007) *Annual Report on Tax Expenditure*.